

**国庫短期証券の振替単位の変更に伴う
国債店頭取引清算業務に関する業務方法書の取扱いの一部改正について**

I. 改正趣旨

当社は、国債店頭取引清算業務に関する業務方法書の取扱いの一部改正を行い、本年4月1日から施行します（詳細については規則改正新旧対照表をご覧ください。）。

今回の改正は、国庫短期証券の最低額面が1,000万円から5万円に変更されることに伴って、当社の債務引受対象となる取引も同様に見直すものです。

II. 改正概要

(備 考)

国庫短期証券の債務引受対象取引の変更

- ・ 国庫短期証券の債務引受対象取引の数量を、額面1,000万円の整数倍から5万円の整数倍に変更します。

- ・ 国債店頭取引清算業務に関する業務方法書の取扱い第2条第2項

III. 施行日

2017年4月1日から施行します。

以 上

国債店頭取引清算業務に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(清算対象取引)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 業務方法書第3条第2項に規定する当社が定める取引は、次の各号に掲げる取引ごとに、当該各号に定める事項に適合する取引とする。</p> <p>(1) 国債証券の売買等</p> <p>a (略)</p> <p>b 対象国債証券の数量が額面5万円(変動利付国債にあつては額面10万円)の整数倍であること。</p> <p>c～d (略)</p> <p>(2) 現金担保付債券貸借取引等</p> <p>a～b (略)</p> <p>c 対象国債証券の数量が額面5万円(変動利付国債にあつては額面10万円)の整数倍であること。</p> <p>d～e (略)</p> <p>(3) 現先取引等</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 対象国債証券の数量が額面5万円(変動利付国債にあつては額面10万円)の整数倍であること。</p> <p>e～g (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成29年4月1日から施行する。</p>	<p>(清算対象取引)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 業務方法書第3条第2項に規定する当社が定める取引は、次の各号に掲げる取引ごとに、当該各号に定める事項に適合する取引とする。</p> <p>(1) 国債証券の売買等</p> <p>a (略)</p> <p>b 対象国債証券の数量が額面5万円(変動利付国債にあつては額面10万円、<u>国庫短期証券にあつては額面1,000万円</u>)の整数倍であること。</p> <p>c～d (略)</p> <p>(2) 現金担保付債券貸借取引等</p> <p>a～b (略)</p> <p>c 対象国債証券の数量が額面5万円(変動利付国債にあつては額面10万円、<u>国庫短期証券にあつては額面1,000万円</u>)の整数倍であること。</p> <p>d～e (略)</p> <p>(3) 現先取引等</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 対象国債証券の数量が額面5万円(変動利付国債にあつては額面10万円、<u>国庫短期証券にあつては額面1,000万円</u>)の整数倍であること。</p> <p>e～g (略)</p>